

日野川用水土地改良区だより

(題字 故美濃美雄前理事長書)

発行者 日野川用水土地改良区
(水土里ネット日野川用水)
第27号 令和5年5月



▲北陸新幹線越前たけふ駅前に広がる田園風景（越前市大屋町）

CONTENTS

- ◆ 第32回通常総代会 1～2
- ◆ 令和5年度予算・令和3年度決算のあらまし 3
- ◆ 管理課だより 4～5
- ◆ 土地改良区からのお知らせとお願い 6～7

～ありがたい 水の恵み 日野川用水～



水・太陽・人の和

日野川用水土地改良区

〒915-0056
福井県越前市向新保町 45-66
電話 0778-21-3311/FAX 0778-21-3312
URL : <https://hinogawayousui.amebaownd.com>
E-mail : info@hinogawa.com

LINE



HP



第32回 通常総代会

令和5年3月29日（水）、サンドーム福井において、第32回通常総代会を開催しました。（総代84名中68名出席）

◆上嶋理事長あいさつ

本日は日野川用水土地改良区の総代会を開催しましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。皆様方には平素より、当土地改良区の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援をいただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。



▲上嶋理事長挨拶

今年「卯」の年。時代の大きな転換期を迎えるとされています。

県内で新型コロナウイルス感染が発覚してから丸3年が経ちました。この間、様々な感染拡大防止対策が施され、ようやく新型コロナウイルス対策のマスク着用が個人の判断にゆだねられることとなりました。さらに5月8日には感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類に移行され、日常生活に浸透してきた基本的な感染対策が大幅に緩和されます。総代会など、今後、対面しての会合に戻していけるものと考えております。

昨年は、5月下旬から晴れの日が続き、気温が高く日射量も多くなり、稲の生育が進んだところでしたが、5月から6月の降水量が少なかったため、水管理委員会を6月と7月の2回開催し、組合員の皆様に、給水制限と節水のお願いをさせていただきました。ご協力に改めて感謝申し上げます。

ところが8月4日、5日にかけて南越前町を中心に記録的大雨が襲い、甚大な災害が発生してしまいました。災害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げます。当土地改良区におきましても、八乙女頭首工、松ヶ鼻頭首工が直接的な被害を受け、農業用水も、2か月余り濁ったままであります。いまだ完全な復旧に至ってはおりませんが、復旧に際しましては国・県・市町から大変なご支援をいただきました。深く感謝申し上げます。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が、1年以上経った今でも続いています。令和4年は肥料や飼料などの生産資材価格指数が過去最高となり、農業者がコスト増に苦しむこととなり、農業生産の必需品が海外情勢に左右される日本の食料安全保障のもろさが露呈しました。

農業の憲法といわれる食料・農業・農村基本法が20年ぶりに見直されます。食料安全保障、人口減少下における担い手の確保、農村の振興などの課題に一定の方向性が示されるものと考えます。

昨年は、私が委員長を務めて「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」をサンドーム福井で開催し、農業者のネットワークを拡大しました。今年は、来る10月11日に全国から昨年を超える約3千人が集まる「第45回全国土地改良大会福井大会」を、同じくサンドーム福井で開催します。さらなる土地改良事業の推進と農業・農村の重要性をアピールしていく予定です。皆様のご支援、ご参加をお願いします。

また、3月18日には、北陸新幹線越前たけふ駅前に「道の駅」が開業し、いよいよ北陸新幹線の開業が1年後となりました。今後、当該地域における開発行為とそれに伴う農地転用が進んでいくものと考えます。当土地改良区にとりましては、中央幹線パイプラインが南北に通っている場所にありますので、開発を進める越前市や戸田建設と十分協議し、今後の土地改良区の運営や施設の維持管理に大きな影響が出ないようにしてまいりたいと考えます。

榑谷ダムにつきましては現在満水となっております。皆様におかれましては、日野川用水を配水計画に基づき適切にご利用いただくとともに、節水に努めていただくようお願いします。

新たな食料・農業・農村基本法の下、組合員、地域農業発展のため、国・県・町等関係機関と緊密に連携しながら、施設の維持管理、更新を計画的に進め、3市1町約5千haの水田に安定した用水を供給してまいります。

◆議事

開会にあたり、上嶋理事長が挨拶し、続いて来賓の福井県知事代理 児玉康英農林水産部長にご祝辞をいただきました。

議長に南越前町阿久和 嶋崎政信 氏を選出し、提出議案12案件について、審議・採決を経て、いずれも原案どおり可決決定されました。



▲福井県知事代理 児玉農林水産部長



▲議長（嶋崎 政信 総代）



▲採決の様子

■議案

- 報告第1号 令和4年度事業報告
- 報告第2号 令和5年度配水計画について
- 議案第1号 定款の一部変更について
- 議案第2号 規約の一部変更について
- 議案第3号 他目的使用並びに手数料徴収規程の一部改正について
- 議案第4号 地区除外処理規程の改正について
- 議案第5号 役員報酬並びに役員及び総代等の費用弁済に関する規程の一部改正について
- 議案第6号 令和4年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議案第7号 令和5年度事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案第8号 令和5年度賦課金の賦課及び徴収について
- 議案第9号 令和5年度取扱金融機関の指定について
- 議案第10号 令和5年度積立金繰替運用について
- 議案第11号 令和5年度地区除外決済金について
- 議案第12号 令和5年度地区加入金について

※議案第10号は一般会計・特別会計に資金不足が生じた場合に積立金（地区除外決済金、維持管理基金）より繰替えて運用するものです。

令和5年度日野川用水土地改良区配水計画

八乙女頭首工（主幹線用水路、左岸幹線用水路、右岸幹線用水路）

期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
3/26 ～ 4/25	2.164m ³ /s	2.164m ³ /s	86,760,000 m ³
4/26 ～ 5/20	7.422m ³ /s	7.422m ³ /s	
5/21 ～ 7/31	7.037m ³ /s	7.037m ³ /s	
8/ 1 ～ 9/25	7.759m ³ /s	7.759m ³ /s	
9/26 ～ 3/25	2.067m ³ /s	2.067m ³ /s	

関係土地改良区：南条、武生王子保南部、武生王子保中部、日野、武生広瀬、武生西部、武生吉野瀬、
鯖江日野川西部、福井朝日、清水、松ヶ鼻の一部、武生味真野、今立、鯖江東部の一部、鯖江片上

松ヶ鼻頭首工（中央幹線用水路）

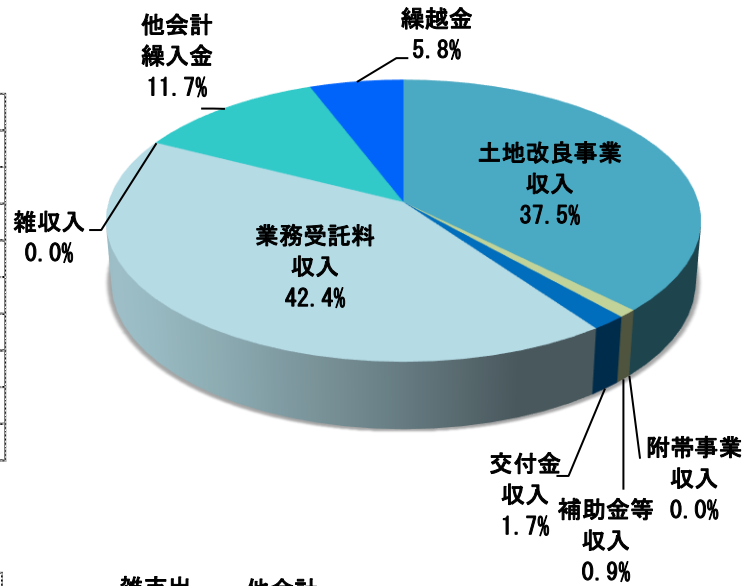
期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
4/26 ～ 5/20	3.121m ³ /s	3.121m ³ /s	49,100,000 m ³
5/21 ～ 7/31	3.295m ³ /s	3.295m ³ /s	
8/ 1 ～ 9/25	3.475m ³ /s	3.475m ³ /s	
9/26 ～ 4/25	1.220m ³ /s	1.220m ³ /s	

関係土地改良区：松ヶ鼻、鯖江下新庄、鯖江八ヶ用水、鯖江新横江、鯖江河端、鯖江東部、鯖江鳥羽、主計、麻生津

令和5年度予算のあらまし

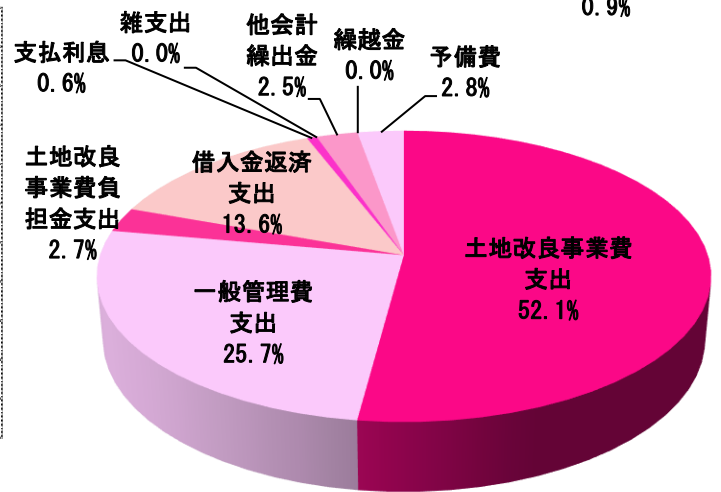
■ 一般会計 収入の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業収入	109,479
附帯事業収入	68
補助金等収入	2,722
交付金収入	5,000
業務受託料収入	123,556
雑収入	66
他会計繰入金	33,989
繰越金	16,871
合 計	291,751



■ 一般会計 支出の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業費支出	152,038
一般管理費支出	74,873
土地改良事業費負担金支出	7,717
借入金返済支出	39,530
支払利息	1,867
雑支出	100
他会計繰出金	7,350
繰越金	1
予備費	8,275
合 計	291,751



特別会計

- 地区除外決済金 71,921 千円
- 退職給与積立金 44,886 千円
- 維持管理基金 49,390 千円
- 小水力発電事業 83,046 千円

令和3年度決算のあらまし

■ 一般会計 収入の部

科 目	決算額(円)
土地改良事業収入	109,449,478
附帯事業収入	266,520
補助金等収入	5,801,288
交付金収入	5,850,000
業務受託料収入	49,207,000
雑収入	166,857
他会計繰入金	38,070,098
繰越金	24,032,405
合 計	232,843,646

■ 一般会計 支出の部

科 目	決算額(円)
土地改良事業費支出	81,302,821
一般管理費支出	62,600,251
土地改良事業費負担金支出	4,807,000
借入金返済支出	38,404,941
支払利息	3,053,046
雑支出	1,750
他会計繰出金	12,343,192
繰越金	30,330,645
合 計	232,843,646

(※本土地改良区は決算総代会が7月開催の為、令和3年度の決算を掲載しましたのでご了承下さい。)

管理課だより

◆令和4年8月豪雨災害と洪水時の用水使用に関するお願い

昨年8月4日～5日の豪雨災害により、八乙女頭首工（県より操作受託）が被災しました。本川のスライドゲート上流部に大量の土砂や護岸ブロックが流れ込んだため、適正なゲート操作が不能となり、安定的な用水供給が出来ない状況になりました。この状況を打開するために、緊急仮復旧工事によりゲート周辺の土砂撤去を行い、正常なゲート操作が可能となりました。なお、本復旧工事については、令和4年12月から直轄災害復旧工事（国営）が行われ、無事に復旧しました。今回の災害復旧において、組合員の皆様をはじめ、関係機関及び協力業者の方々に多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。



▲取水口付近から下流方向
(R4. 8. 5 撮影)



▲堆積土砂撤去工事状況
(上流から下流方向)



▲土砂積込運搬（近景）

昨年の豪雨災害時のように、日野川が増水し、頭首工に流れ込む土砂やゴミの量が増加した際、末端の吐出口や給水栓を開いたまま水を流し続けると、パイプラインに水を取り込む時、除塵設備（河川ゴミを取り除く機械）に大きな負荷がかかり、故障のリスクが高まります。仮に、**除塵機が故障した場合、取水不可となり長期の復旧時間を要します。**

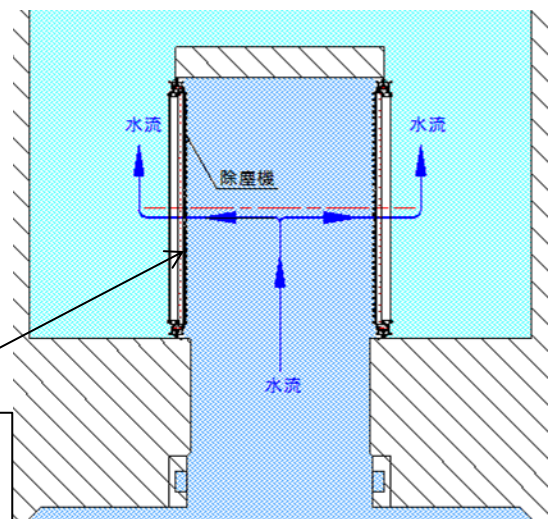
今回の豪雨災害では八乙女・松ヶ鼻頭首工の除塵設備が故障することはなく、無事に通水を行うことができましたが、九頭竜川下流地区では除塵設備3台のうち2台が通水不能となり、輪番制による通水を余儀なくされました。

今回の災害を踏まえ、国および県では、九頭竜川下流地区および日野川用水地区における大雨洪水時の頭首工管理、特に取水のルールについて検証を行い、操作マニュアル等の見直しを行うことになりました。



▲八乙女頭首工除塵機
(流入した大量の流木とゴミ)

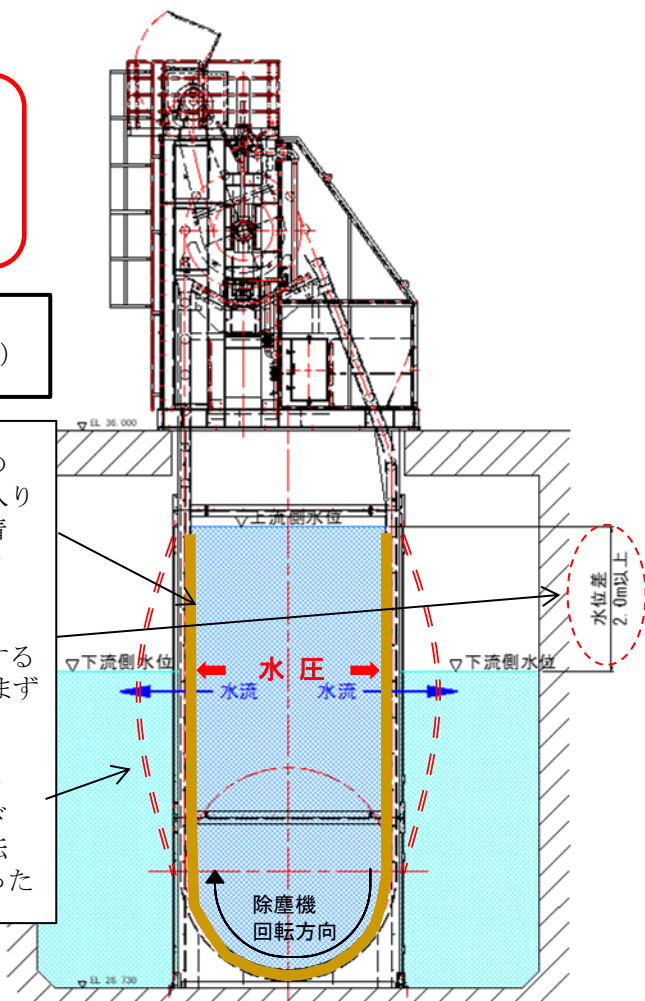
除塵機部の用水通過イメージ(平面)



上流からの水が除塵機のネットスクリーンを通り、下流へ流れていく
除塵機は定期的に回転運転し、スクリーンに付着したゴミをポンプからの散水により取り除く

組合員の皆様には、かけ流しをしないなど日頃からこまめな水管理（吐出口や給水栓の開閉操作）を心掛けていただき、次のことについてご理解いただき、少しでも故障リスクを減らせるようご協力をよろしくお願いいたします。

- ・大雨が予想される場合、末端の吐出口や給水栓を閉めて下さい。
- ・洪水の状況によっては、取水を停止することがあります。



▲スクリーンの状況（上：通常時 下：洪水時）

◆冬季湛水（冬水田んぼ）について

日野川用水を使用した「冬季湛水」（冬季間に水田に貯水する事）について、一級河川日野川から取水することができる水量（水利権）は決まっております、冬季の用水使用権利がありません。このことから、原則として「**冬季湛水**」を実施する際に日野川用水を使用することはできませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●総代研修

令和4年11月7日(月)、南越前町の榎谷ダムなどの水利施設へ総代、事務局合わせて38名が参加し、総代研修を行いました。昨年8月の豪雨被害により被災した八乙女頭首工の視察を行い、当土地改良区の職員が災害復旧工事等の説明を行いました。



▲榎谷ダム視察



▲八乙女頭首工視察

日野川用水食農体験学習塾 ～水と緑のふれあいフェスタ’ 22～ 開催

令和4年10月14日（金）に、日野川用水の機能や「水」の大切さ、土地改良区の果たしている役割について理解を深めてもらうため、日野川用水食農体験学習塾「水と緑のふれあいフェスタ’ 22」を開催しました。学習塾には、鯖江市片上小学校5年生13名が参加し、八乙女頭首工や小水力発電所、水管理システムを見学しました。

午後からは、パイプラインによる自然圧の噴水を見学し、お米を使った「ポン菓子」作りを体験しました。



▲水管理システム見学

お知らせ

◆水管理調整委員会委員の変更

土地改良区名	新委員	前委員
武生王子保南部	吉田 三千寛	高橋 茂 則

◆総代の総選挙並びに役員を選任について

令和6年2月15日任期満了に伴う総代総選挙が当土地改良区定款附属書総代選挙規程に基づき、当土地改良区の管理のもとに執行されます。

また、令和6年3月3日任期満了に伴う役員（理事・監事）選任が当土地改良区定款附属書役員選任規程に基づき、併せて執行されます。

組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 法務局や農業委員会での手続きは完了しましたが、組合員の変更がされていないのはなぜですか？

A1 公的機関や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず従来のまま組合費が賦課されますので、当土地改良区へも必ずお手続きください。なお、賦課基準日は毎年4月1日となっておりますが、賦課組合員・賦課面積を確定し、新年度台帳を反映するために、**毎年2月20日までに申請**していただきますようお願いいたします。

（組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書・地区除外申請書）

Q2 賦課金は、転作地や休耕地にもかかるのですか？

A2 当土地改良区の賦課金は、水道代のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定されていますので、転作地や休耕地であっても賦課金がかかります。

Q3 道路などの公共用地として県や市に譲渡した場合はどうすればよいですか？

A3 道路や河川など公共用地として買収され、または寄付した土地についても届出がなければ従来どおり賦課されてしまいますので、地区除外の申請をしてください。

一田んぼのこと、土地改良区のこと、相続される次の世代に継承しましょうー

土地改良区からのお願い

令和5年度賦課金について

<納入期限>

1 期分

令和5年 **6月30日**

経常賦課金 全区域 10アール当り 1,350円
(国営地区も含む)

賦課金の完納にご協力をお願いします。



2 期分

令和5年 **12月15日**

特別(事業)賦課金 県営中央地区 10アール当り 1,090円
 県営右岸地区 10アール当り 1,790円
 県営左岸地区 10アール当り 1,580円

分割納付される方は、
2期分の納付書を12月まで
大切に保管して下さい。

納期が過ぎると延滞金がかかります

— 賦課金は土地改良区の健全な運営の基本です—

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※農協での口座振替手数料は当土地改良区負担となります。

全期前納も可能です。ご希望の方はお問合せください。

自動口座振替をご利用の方は、**納期前には必ず残高の確認**をお願いします。

※経常賦課金…土地改良区の運営費及び施設の維持管理費 特別賦課金…事業負担金

こんな時には必ず届け出を

(届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。)

申請書様式は
ホームページからも
ダウンロードできます。

組合員の資格等に

変更があった場合

- ◎農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎生前一括贈与または死亡による名義変更
- ◎住所、振替口座等の変更

※届出は自署でお願いします。

農業振興地域を

除外したい場合

- ◎土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会へ提出した時

農地を転用したい場合

- ◎田んぼを宅地等への転用
- ◎公共用地(道路等)買収による転用

※農地を転用する場合は、転用決済金(地区除外決済金)を納付して頂くことになっていますが、**申請は毎月20日まで**に提出願います。

令和5年度地区除外決済金

国営直接区域	10a	37,000円
県営中央地区区域	10a	39,200円
県営右岸地区区域	10a	40,400円
県営左岸地区区域	10a	42,200円

※決済処理をした翌年度より賦課金がかからなくなります。申請がないと転用後も賦課金がかかります。

中央管理所への案内図



農地は食料を生産し環境を維持する大切な土地です。

みんなで農地を守りましょう!

ご意見・お問い合わせは当土地改良区まで